

改正派遣法の基づくマージン率の公開

平成24年10月1日施行、「改正労働者派遣法」第23条5項より、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と、派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を以下の通り、公開します。

記

マージン率計算式 $(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$ (%)

事業年度の期間 2018年10月1日 ~ 2019年9月30日

報告事業所 本社 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-1-3・2600

派遣労働者の数 33名

派遣先の数 12事業所

マージン率 52.1%

派遣料金1人当たりの平均額 32,570円（1人1日8時間換算）

派遣社員の賃金の平均額 15,612円（1人1日8時間換算）

福利厚生 社会保険、定期健康診断、有給休暇、産前産後・育児・介護休暇、
資格取得、三大成人病保険に係る費用負担

教育訓練 安全衛生に係る教育、プラント試運転実務に係る教育、
コンプライアンス教育、キャリアアップ教育 計2688時間